

第3子以降のお子さんの 保育料・副食費を免除します

令和4年4月から保育料も免除対象になりました！

子育て支援策として、保護者の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降のお子さんの保育料・副食費を免除します。

【対象】

保護者が養育している子ども（※1）が3人以上いるご家庭の第3子以降のお子さん（※2）。

（※1）18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん

（※2）三条市が認定しているお子さんに限ります。

【免除後の保育料・副食費】

免除の決定を受けた場合、保育料・副食費は0円となります。

【手続き】

- ① 該当する方は、申請書を入所している保育所（園）等へ提出してください。
- ② 子育て支援課で審査を行います。
- ③ 審査後、決定通知書等を送付します。

【注意事項】

- ① 就学などで別世帯になっているお子さんも、保護者が養育している子どもに含めます。
- ② 既に仕事をしていることなどから健康保険証の扶養としていないおさんは、保護者が養育している子どもに含めません。
- ③ 決定後に申請書の内容に誤りがあることが判明した場合は、免除を取り消し、取り消した金額を納付していただきます。

【お問い合わせ】

三条市教育委員会 子育て支援課 幼児・児童係
電話 0256-45-1115

